

『第4回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会』

平成30年11月22日（木）13時から厚生労働省 専用第22会議室にて開催された。

議題は「これまでの議論を踏まえた論点整理」

論点は1. 施術所の名称 2. 施術日等の表示 3. 医療保険療養費支給申請の表示 4. 適応症の表示 5. 料金の表示 6. 開設者・施術者の氏名、年齢、性別、役職等、専門性 7. インターネット上のホームページ等に整理された。

施術所名称では、鍼灸接骨院では中で保険適用施術と自費治療の区別がわからないため「〇〇鍼灸院」「〇〇接骨院」とするほうが紛らわしくないとの意見があった。

医療と間違えるということもあるが

構成員から

施術所の看板・広告についての事例や調査結果をもとに療養費との関係も含めた報告や意見があった。

- ・ 広告指導の結果、保険者の支給金額が減少したことを報告。
- ・ 施術所が整体院の中や併設していて指導できないケースがあり、広告しなければならない事項の規定や他の施設と紛らわしい広告の禁止などを提案。
- ・ 違法広告の現状を報告し、開設時や開設後の対応や罰則規定の対応を提案。
- ・ 現行法の範囲でのガイドライン策定を提案。

他にも柔整への意見が多数あった。柔整師側から、柔整とあはきでは保険適用外の考え方も違い一緒に検討するのは難しいところがある。また、行政や保健所の指導権限など法改正を考えて議論していくのか、ウェブサイトは広告としてこの検討会で議論を進めていくのかなど意見があり、次回以降の課題となった。他の構成員からは「国家資格」という届出時の資格は明記すべきとの意見があった。

座長より、患者の視点を考えて、正しい情報発信で正しい選択ができるように議論してもらいたいとして検討会は終了した。